

# 昭和村社会福祉協議会の

## 除雪支援事業や除雪機械貸出事業の

### 利用をお考えの方へ

**利用される前に、必ず「利用契約」の手続きをお願いいたします。**

**[ご注意ください!]**

この事業は、事前に利用契約（支払い方法や損害対応等の申し合わせ、口座情報の登録など）を結んでいないと利用できません。

昭和村社会福祉協議会が実施する除雪支援事業（※1）や除雪機械貸出事業（※2）の利用を予定されている方は、事前に社会福祉協議会と利用契約を結んでいただく必要があります。そのため、利用契約を結ばれる前は、利用できませんのでご注意ください。



除雪支援事業



除雪機械貸出事業

また、利用契約は利用したいその日にできるとは限りません。期日に余裕をもってご準備いただきますようお願いいたします。



（※1）除雪支援事業：利用される方が、社会福祉協議会へ除雪作業全般について依頼をする事業です。依頼に基づいて、作業員（除雪機械を含む）を派遣します。

（※2）除雪機械貸出事業：利用される方が、社会福祉協議会が所有する除雪機械と除雪機械運搬車を自ら借りて作業する事業です。

（※1）・（※2）共通：除雪支援事業と除雪機械貸出事業は、ともに有料の事業となりますが、昭和村に住所を有する高齢者世帯や障がい者世帯、母子世帯などについては、昭和村より一部経費の補助があります。そのため、請求の際には、村補助分を差し引かせていただきます（補助の上限額：一冬 20,000 円/世帯）。

（事務担当：昭和村社会福祉協議会 五十嵐 電話 0241-57-2655）